

令和6年度デジタルマーケティング等を活用した中堅企業への成長支援事業に関する
業務委託意思確認及び提案を求める公告

令和6年度に発注予定の「デジタルマーケティング等を活用した中堅企業への成長支援事業」については、県内中小企業の潜在的成長力を見極め、企業の「稼ぐ力」の強化に向けて的確な支援を行うことが必要であるため、公益財団法人岡山県産業振興財団を相手方とする随意契約手続を行う予定としているが、他の者で下記3の参加資格を有し、本業務の受託を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を募集する。

公募の結果、3の参加資格を有すると認められる者がいない場合は、公益財団法人岡山県産業振興財団との随意契約手続に移行する。

なお、3の参加資格を有すると認められる者がいる場合にあっては、公益財団法人岡山県産業振興財団と当該応募者が提出する提案書等について審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

令和6年3月1日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 業務概要

- (1) 業務名 令和6年度デジタルマーケティング等を活用した中堅企業への成長支援事業業務
- (2) 業務内容 別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 契約締結時期 令和6年4月1日

2 業務の目的

地域経済に波及効果が期待できる中堅企業を育成するため、優れた技術や独自製品などの潜在的成長力を有する県内中小企業を対象に、プロジェクトマネージャーを中心とした専門家チームにより、デジタルマーケティング等の手法も活用しながら、自社製品の開発や販路拡大など企業の「稼ぐ力」を強化し、支援企業の売上高の増加を通じた付加価値額の向上を図る。

3 業務委託に参加できる者の資格

業務委託に参加する者に必要な資格として、次のすべてを満たすこと。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類 9 その他、小分類 10 その他」であり、格付区分が A であること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登録された事務所所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 岡山県税を滞納している者でないこと。
- (10) 過去 3 年以内に中小企業の経営等に係る支援業務について実績を有していること。

4 契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号 岡山県庁 8 階
岡山県産業労働部産業振興課成長支援班
電 話：086-226-7379 F A X：086-224-2165
メールアドレス：sangyo@pref.okayama.lg.jp

5 業務委託参加手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間 令和 6 年 3 月 1 日（金）から令和 6 年 3 月 18 日（月）まで（休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。

イ 配布場所 上記 4 の場所に同じ。なお、岡山県産業労働部産業振興課のホームページからダウンロードすることもできる。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/43/>

(2) 仕様書等に関する質問の受付及び回答

ア 受付期間 令和 6 年 3 月 1 日（金）から令和 6 年 3 月 6 日（水）まで（休日を除く）の午前 9 時から午後 5 時まで。

イ 受付方法 令和 6 年度デジタルマーケティング等を活用した中堅企業への成長支援事業業務に関する質疑書（様式第 5 号）を電子メール又はファクシミリで送付するとともに、送付した旨を電話にて連絡し、受け取りの確認を行うこと。

なお、電話や来訪など口頭による質疑は受け付けない。

ウ 受付場所 上記 4 の場所に同じ。

エ 回答方法 令和 6 年 3 月 12 日（火）までに個別に回答する。

ただし、本事業に直接関係のないもの、個人情報等の情報セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの、その他回答することが不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない場合がある。

(3) 業務委託参加確認申請書

- ア 提出期間 令和6年3月1日(金)から令和6年3月12日(火)まで(休日を除く)の午前9時から午後5時まで。
- イ 提出方法 持参又は郵便等(書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。以下同じ。)によることとし、提出期間内に必着とすること。
- ウ 提出場所 上記4の場所に同じ。
- エ 提出書類 参加資格確認申請書(様式第4号)

(4) 業務委託参加資格要件の審査及び通知

参加資格確認申請書の提出があった者について、岡山県産業労働部内に設置する審査会での審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

6 提案書の審査等

(1) 提案書の提出方法

- ア 受付期間 令和6年3月1日(金)から令和6年3月19日(火)まで(休日を除く)の午前9時から午後5時まで。
- イ 受付方法 持参又は郵便等によることとし、受付期間内に必着とすること。
- ウ 受付場所 上記4の場所に同じ。
- エ 提出書類 令和6年度デジタルマーケティング等を活用した中堅企業への成長支援事業業務に関する提案書(様式第1号)
事業計画書(様式自由)
支出計画書(様式第2号)
法人に関する調書(様式第3号)
その他参考となる書類
- オ 記載方法 事業計画書の記載に当たっては業務委託仕様書に従い、次の項目についてわかりやすく記載すること。
 - ・事業目標及びその実現方法
 - ・プロジェクトマネージャー、支援企業の募集及び選考方法(プロジェクトマネージャーが配置されている場合は、プロジェクトマネージャーの適性)
 - ・支援計画作成に当たっての検討事項
 - ・事業実施体制(業務責任者の氏名及び経歴ほか)

(2) 審査方法

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(3) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

7 その他

- (1) 本業務は、県の令和6年度当初予算において予算措置された場合のみ実施する停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、本手続きに係る一切について、いかなる効力も発生しない。また、本事業の財源の一部に国庫支出金を充てる予定であるため、当該国庫支出金の予算措置がなかった場合は、業務の内容や委託限度額を変更する場合がある。
- (2) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。
- (3) 業務委託契約書の作成を要する。
- (4) 契約を締結するに当たっては、暴力団の排除に係る誓約書の提出を要する。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (5) 応募及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口は、4に同じである。